

加西市市内業者及び準市内業者の認定基準要領

(趣旨)

第1条 この基準要領は、加西市一般競争入札等参加者の資格等を定める要領（平成5年加西市訓令第17号）に基づく参加資格を公平かつ公正に処理するため、一般競争（指名競争）参加資格者名簿に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として加西市内に本店又は本社（以下「本店等」という。）を有している業者で市税等を完納している業者をいう。

2 建設工事の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として加西市内に建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により許可を受けた支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を有している業者で市税等を完納している業者をいう。

3 測量・建設コンサルタント等の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として加西市内に登記された支店等を有している業者で市税等を完納している業者をいう。

4 前3項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者（以下「市内業者等」という。）は、本店等及び支店等において、市と契約を締結しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、準市内業者として認定するに当たり必要な要件は、次項に規定するものを除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。この場合において、建設工事業者にあつては、営業所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

3 前項各号に該当する準市内業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項及び第3項に規定する支店等と認めないものとする。

(1) 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていないとき。

(2) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき。

- (3) 人的な配置がなされておらず、かつ、配置人員が市外の本店などと兼務となっており、不在の状況が頻繁となっているとき。
- (4) 前項に定める要件を具備しない社員等の自宅又は住居を事務所とするとき。
- (5) 常時、不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎ事務や当該事務に伴う連絡員を配置しているとき。
- (6) 事務所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所又は作業所等であるとき。

(調査票の提出)

第4条 市長は、前条の認定をする上で必要と認めるときは、市内業者等に該当する資格者に対して、事務所に係る調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）の提出を求めることができる。

2 市長は、提出を受けた調査票により、事務所を訪問し、現場の確認又は聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(認定の取消し等)

第5条 市長は、調査票を提出しない者、実態調査に協力しない者又は実態調査によって第3条の要件を満たしていないと認められる者に対しては、市内業者等としての認定を行わない。この場合において、既に認定を受けているときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、実態調査の結果、調査票の内容に虚偽が判明したときは、工事請負等契約に係る指名停止の措置要領（平成6年加西市訓令第23号）別表第1第1号に該当するものとして、必要な措置を行うものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。